

一般財団法人全国地域情報化推進協会 会員規程

(目的)

- 第1条 この規程は、一般財団法人全国地域情報化推進協会（以下「協会」という。）の会員及び会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程に定める以外の事項は、理事長が定める。

(会員の資格)

- 第2条 一般財団法人全国地域情報化推進協会定款（以下「定款」という。）第44条第1項で定める会員とは、この法人の目的に賛同する者であって、協会が会員として認めた者をいう。

(会員の種類)

- 第3条 会員の種類は、特別会員、普通会员及び賛助会員とする。
- 2 特別会員は、地方公共団体及び地方公共団体が組織する全国的団体並びに協会の活動に寄与すると認められる学識経験者及び団体になることができる。
- 3 特別会員及び普通会员は、定款第45条第2項の規定に基づき、会員総会を構成するものとする。

(会費の納入)

- 第4条 定款第44条第2項で定める会費は、普通会员は1口年額50万円以上とし、賛助会員は1口年額5万円以上とする。ただし、理事長が認めた会員については、この限りではない。
- 2 普通会员及び賛助会員は、定款第13条に定める会計年度ごとに1口以上の会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、定款第44条第2項で定める理事会の承認を得たものとする。
- 4 協会は、既納の会費については、いかなる理由があっても返還しない。

(特別会費)

- 第5条 協会は、理事長が必要と認めた限りにおいて、前条に規定する会費に加え、特別会費を徴収することができる。

(入会)

- 第6条 会員になろうとする者は、別に定める一般財団法人全国地域情報化推進協会申込書にその年度の会費を添えて協会に申込みものとする。

(退会)

- 第7条 会員は、死亡、解散、破産、除名又は届出により退会する。
- 2 会員が届出により退会するときは、原則として退会の3ヶ月前までに届け出なければならない。

- 3 会員が正当な理由なくして1年以上会費を納入しないときは、理事長は、会員たる権利を停止することができる。
- 4 会員に、この協会の目的にふさわしくない行為があった場合は、理事会の議決により、その会員を除名することがある。

(会員の資格の継続)

第8条 会員となった会計年度終了の日の30日以上前に協会に退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる申込をしたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和60年7月30日から施行する。

この規程は、平成18年5月15日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。